(四)　ディーゼル車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る税率の特例措置について、次のとおり軽減対象を拡充した上、その適用期限を延長することとした。（附則第一二条の二の三関係）

(1)　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、(三)(1)に掲げるディーゼル車を平成二二年八月三一日までの間に取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から一〇分の一を控除した率とすることとした。

(2)　車両総重量が一二トンを超えるディーゼル車及び車両総重量が三・五トン以下の乗用のディーゼル車に係る特例措置について、その適用期限を平成二二年八月三一日まで延長することとした。

(3)　車両総重量が三・五トンを超え一二トン以下のディーゼル車に係る特例措置について、その適用期限を平成二三年八月三一日まで延長することとした。ただし、当該ディーゼル車の取得が平成二二年一〇月一日から平成二三年八月三一日までの間に行われた場合の税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から一〇分の一を控除した率とすることとした。

(五)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を拡充した上、その適用期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の五関係）

(1)　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、(三)(2)に掲げるものについて、取得価額から三〇万円を控除することとした。

(2)　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、(三)(3)に掲げるものについて、取得価額から一五万円を控除することとした。

軽油引取税

(一)　当分の間の措置として、税率を一キロリットルにつき三万二、一〇〇円とする措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の八関係）

(二)　揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合における軽油引取税の税率の特例の適用停止等の措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の九関係）

自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象の見直しを行った上、以下の措置を講ずることとした。（附則第一二条の三関係）

(一)　環境負荷の小さい自動車

平成二二年度及び平成二三年度に新車新規登録された電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に一〇分の一二五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、当該登録の翌年度に税率の概ね一〇分の五〇を軽減することとした。

(二)　環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その経過する日の属する年度以後に税率の概ね一〇分の一〇を重課する特例措置を講ずることとした。

(1)　ガソリン車又はＬＰＧ車で平成一一年三月三一日までに新車新規登録を受けたもの　新車新規登録を受けた日から起算して一四年を経過する日の属する年度

(2)　ディーゼル車その他の(一)に掲げる自動車以外の自動車で平成一三年三月三一日までに新車新規登録を受けたもの　新車新規登録を受けた日から起算して一二年を経過する日の属する年度

6

(一)　当分の間の措置として、税率を一キロリットルにつき三万二、一〇〇円とする措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の八関係）

(二)　揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合における軽油引取税の税率の特例の適用停止等の措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の九関係）

7

自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象の見直しを行った上、以下の措置を講ずることとした。（附則第一二条の三関係）

(一)　環境負荷の小さい自動車

平成二二年度及び平成二三年度に新車新規登録された電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に一〇分の一二五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、当該登録の翌年度に税率の概ね一〇分の五〇を軽減することとした。

(二)　環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その経過する日の属する年度以後に税率の概ね一〇分の一〇を重課する特例措置を講ずることとした。

(1)　ガソリン車又はＬＰＧ車で平成一一年三月三一日までに新車新規登録を受けたもの　新車新規登録を受けた日から起算して一四年を経過する日の属する年度

(2)　ディーゼル車その他の(一)に掲げる自動車以外の自動車で平成一三年三月三一日までに新車新規登録を受けた日から起算して一二年を経過する日の属する年度

8

(一)　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が平成二二年四月一日から平成二四年三月三一日までの間に取得した国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後一〇年度間はその価格の二分の一とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(二)　国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地方的な航空運送の用に供する航空機に係る課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間はその価格の五分の二（現行三年度間はその価格の二分の一）とした上、その対象資産を平成二三年度までに新たに固定資産税が課されるものとすることとした。（附則第一五条関係）

(三)　外国貿易用コンテナーに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を撤廃することとした。（附則第一五条関係）

9

事業所税

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら当該認定に係る事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置を廃止することとした。（附則第三三条関係）

10

国民健康保険税

(一)　国民健康保険税の減額措置に係る基準を見直すこととした。（第七〇三条の五関係）

(二)　国民健康保険の被保険者が、倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合等において、所得割額の算定の基礎となる総所得金額等及び減額措置の判定の基準となる総所得金額を、これらの金額中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額をその金額の一〇分の三〇に相当する金額として計算した金額とする特例措置を講ずることとした。（第七〇三条の五の二関係）

11

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告

(一)　総務大臣は、毎年度、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとし、当該報告書は、作成した年度に開会される国会の常会に提出することを常例とすることとした。（第七五八条関係）

(二)　総務大臣は、報告書を作成するに当たり、地方税における税負担軽減措置等の適用実態等を把握するため必要があるときは、財務大臣に対し、適用実態調査情報等の提供を求めることができるものとすることとした。（第七五九条関係）

12

その他

(一)　法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の決定等を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その後減額更正を受けた場合について、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置を講ずることとした。（第一七条の四関係）

二　国有資産等所在市町村交付金法の一部改正関係

空港法に規定する東京国際空港緊急整備事業により取得される一定の空港の用に供する固定資産に係る国有資産等所在市町村交付金の算定標準額の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一六項関係）

三　自動車重量譲与税法の一部改正関係

1　自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の一、〇〇〇分の四〇七（改正前三分の一）に相当する額とする特例措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

2　平成二二年度分の自動車重量譲与税に限り、六月期に譲与すべき額を当該年度の初日の属する年の二月及び三月の収納に係る自動車重量税の収入額の三分の一に相当する額と同年の四月における収納に係る自動車重量税の収入額の一、〇〇〇分の四〇七に相当する額との合算額とすることとした。（改正法附則第一六条関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。